

平成26年1月6日

習志野市スポーツ11施設の指定管理者の指定について

「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に基づき、習志野市スポーツ11施設の管理運営を行う指定管理者を、次のとおり指定しましたのでお知らせします。

1. 指定管理者

- (1) 所在地 千葉県習志野市袖ヶ浦五丁目1番1号
- (2) 団体名 公益財団法人習志野市スポーツ振興協会
- (3) 代表者 理事長 石井 享

2. 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日（5年間）

3. 指定管理施設

習志野市袖ヶ浦体育館、習志野市東部体育館、習志野市袖ヶ浦テニスコート
習志野市実籾テニスコート、習志野市秋津テニスコート、習志野市実花水泳プール
習志野市秋津サッカー場、習志野市秋津野球場、習志野市中央公園パークゴルフ場
習志野市茜浜パークゴルフ場、習志野市芝園テニスコート・フットサル場

4. 指定に至る経過

- (1) 申請者数 1（公募）
- (2) 日程
 - ア 広報紙・ホームページへの掲載 平成25年8月1日
 - イ 募集要項の配布 平成25年8月1日～8月8日
 - ウ 応募者説明会・見学会 平成25年8月9日
 - エ 質問事項の受付 平成25年8月9日～8月16日
 - オ 質問書の回答 平成25年8月23日
 - カ 申請書類の受付 平成25年8月26日～9月2日
 - キ 応募者面接 平成25年9月26日
 - ク 指定管理者候補者選定委員会 平成25年10月16日
 - ケ 指定管理者候補者の選定結果の通知 平成25年11月8日
 - コ 議会の議決 平成25年12月20日
 - サ 指定日（公告日）平成25年12月27日

5. 指定理由

公の施設の指定管理者としての管理運営実績が豊富であること、施設の設置目的を十分理解し、その目的を実現するため、スポーツ団体等との連携を掲げていること、経済的にも、安定した施設運営が期待できることなど、総合的に勘案し、当該施設の指定管理者として指定しました。